

【解讀文】

一廿五日、くもる、昨晚江戸ヨリ十兵衛状越申候、今月十七日
日付ニ御座候、江戸ニ珍事候由、故ハ公家衆勅使ニ

御下り候由、右之御馳走ヲ浅野内匠殿(播州赤宇五万石ノ主)へ被仰付

よし、当月十四日ニ於 御城 勅答御饗応の筈ニ

御座候て公家衆登城、内匠殿御同道被成候由、

最早將軍家出御近節大廊家と申所ニ而

吉良上野介殿ヲ後より内匠殿小サ刀ニて切付

被成候由、うす手ニ候由、上野介殿刀ニ手ヲかけ

何をするやと取て返給ヲ、畠山民部殿今

御壺人附而両方取押内匠殿乱氣と被申候由、

是にて上野殿もしつまり被成候由

○元禄十四年（一七〇一）五月二十七日条

（「岡本元朝日記七」：混架七—三八〇—七）

【原文】

江戸を以て一の所とて、もて、吾良と野女を以て
す。とて、おし、所、廣呂、より、白世殿、とて、
廊下、之、湯、弁、如、初、ま、し、内、近、及、た、た、一、夜、廣、近、十、良
ん、ま、と、ト、一、夜、の、中、を、い、と、真、如、お、の、由、こ、の、人、と、野、女、
す、と、て、お、し、中、腰、あり、と、女、い、と、野、女、を、
ま、て、ら、と、し、や、と、処、ラ、内、近、及、う、し、ら、と、野、女、
を、お、り、し、の、と、一、刀、切、い、と、野、女、と、野、女、と、野、女、
二、三、刀、ち、と、野、女、と、切、お、し、と、野、女、と、野、女、と、野、女、
と、野、女、と、野、女、の、と、野、女、と、野、女、と、野、女、と、野、女、
ち、と、野、女、と、野、女、と、野、女、と、野、女、と、野、女、
ち、と、野、女、と、野、女、と、野、女、と、野、女、と、野、女、

江戸御はなしの内ニ先日申来候吉良上野介殿之

事御はなし也、所ハ御広間より白書院へ之

廊家也、次第如前聞候、内匠殿取候衆ハ鹿近十郎
左衛門と申衆の由、是ハ奥様衆の由、この人上野殿へ
聞候事ありて中腰ニなり被聞候由、上野殿は

立候て被申候由、其処ヲ内匠殿うしろより上野殿
ゑほうしの上一刀切候、不通時上野殿ふり向候ヲ、

ニ太刀めニゑほうし切おとし候時ひたいニ少切入

候へ共うす手の由、其処ヲ取候由、上野殿様子は

あしくさた申候由、

△与左衛門方ヨリ自分状越候に切紙ヲ入

書越候ハ、去々年吉良上野介殿(高家衆也)於御城

浅野内匠殿と出入候て、内匠殿少刀にて上野殿ヲ

手負せ被成候故、殿中之事ニ候間、内匠殿ヲ

則切腹ニ被仰付候、上野殿ハ是ヨリさし入

隠居と相見得候、此次第二候故、内匠殿家来衆

主人の敵ニ候と存入ねらひ候由、然処ニ今月

十四日夜半時、吉良左兵衛殿(上野介殿子息也)屋敷中へ

忍入、人数十四五人にて上野介殿を討留、子息

左兵衛殿へ手負せ、其外家人共をも討候て、

右□首共手々ニ持候て立退候由、此御飛脚

立候処へ申来候間、不取合先申越候、追て

委細承可申越由書付指越替事ニ存候、